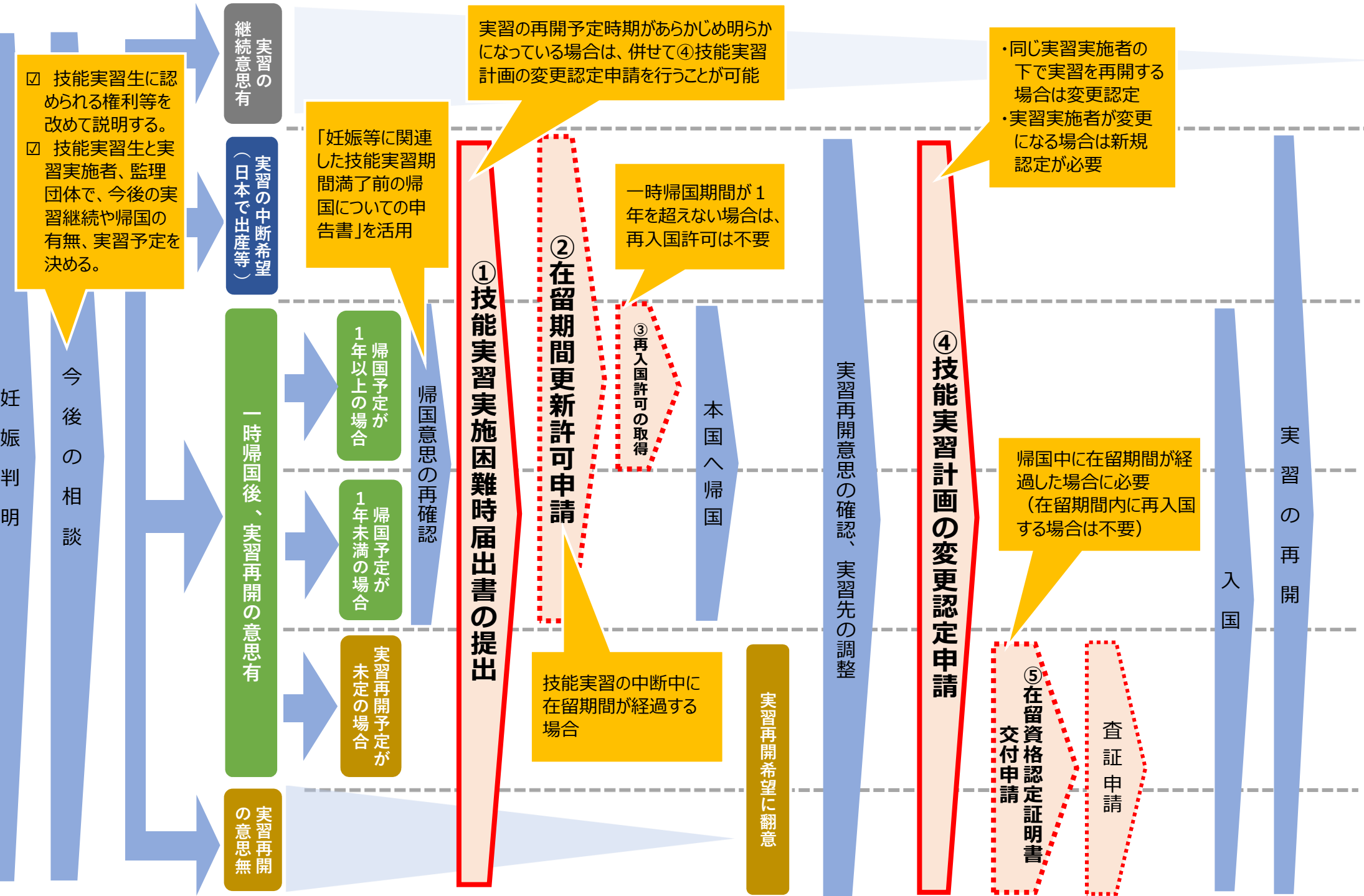


技能実習生が妊娠等した場合の基本フロー



技能実習生が妊娠・出産を理由として技能実習を中断・一時帰国する場合の各種手続について



○ 技能実習生が妊娠・出産により技能実習の継続が困難となった場合であって、技能実習の中断後、その再開を本人が希望する場合、外国人技能実習機構に①技能実習実施困難時届出書を提出した上で、必要になりうる手続は以下のとおり。

②在留期間更新許可申請（地方入管）

- 実習実施者との契約等を維持したまま、産前産後休業や育児休業等を取得し、その後、実習を再開することが見込まれる場合は、実習の中断期間などを踏まえて在留期間の更新が可能
- 一時帰国中に在留期間が経過した場合は、⑤のとおり改めて在留資格認定証明書交付申請が必要

③再入国許可の取得（地方入管）

- 一時帰国期間が1年を超える場合は、在留期間の範囲内で再入国許可を得ることが可能（1年未満の場合は「みなし再入国許可」の対象となるため、申請等不要）
- 再入国許可の期間経過後の入国となる場合は、⑤のとおり改めて在留資格認定証明書交付申請が必要

④技能実習計画の変更認定又は新規認定（外国人技能実習機構）

- 外国人技能実習機構から技能実習計画の変更認定を受けることで技能実習の再開が可能
- 実習実施者に変更がある場合は、新規の技能実習計画の申請が必要

⑤在留資格認定証明書交付（地方入管）

- 一時帰国後、在留期間や再入国許可の期間を経過後に再入国しようとする場合は、左記④の技能実習計画の変更認定通知書等をもって、改めて在留資格認定証明書交付申請が必要

【申請の概要・注意点】

【必要書類】

- ・ 在留期間更新許可申請書
- ・ 写真
- ・ 在留カード又は旅券の提示
- ・ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書
- ・ 妊娠の事実や出産予定日が分かる資料（母子手帳の写しなど）
- ・ 復職等の見込み時期が分かる資料（技能実習計画の変更認定通知書及び変更認定申請書の写し、技能実習制度運用要領参考様式第1-42号の申告書など）

- ・ 再入国許可申請書
- ・ 在留カード及び旅券の提示
- ・ 身分を証する文書等の提示（申請取次者が申請を提出する場合）

※②と同時に申請を行う場合、オンライン申請が利用可能

【変更認定申請の場合】

- ・ 技能実習計画変更認定申請書（省令様式第4号）
- ・ 実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所
- ・ 技能実習制度運用要領参考様式第1-42号の申告書

※外国人技能実習機構に①技能実習実施困難時届出書を提出する時点であらかじめ実習の再開予定時期が明らかになっている場合は、①と併せて本申請を行うことも可能

- ・ 在留資格認定証明書交付申請書
- ・ 写真
- ・ 返信用封筒※
- ・ 技能実習計画の変更認定通知書及び変更認定申請書の写し

※在留資格認定証明書を電子メールで受け取ることを希望する場合（オンラインで申請を行う場合や事前にオンラインで利用者登録をして地方入管の窓口で申請を行う場合）は、返信用封筒は不要